

9 違反や事故はあなたの人生設計に影響を与える	
題材設定の理由	高校生が悪質な交通違反をしたり、交通事故で人を死傷させたりすると、民事、刑事、行政上の責任を問われるだけでなく、特定の職業には就けない場合がある。生徒にこのことを理解させて、より一層交通安全に取り組むようにさせるためにこの題材を設定した。
指導のねらい	1. 交通違反や交通事故を起こし、罰金刑以上の刑事罰を受けた場合に就けない職業を具体的に理解できるようにする。 2. 交通事故を起こした責任の重大さとともに、犯罪となることの意味を理解し、交通安全に徹することができるようにする。
準備	・ワークシート（問題1、2）を人数分プリントしておく。

段階時間	指導事項	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	●本時のねらいと内容 ●ワークシートの利用方法	○本時のねらいと学習方法について説明を聞く。 ○ワークシートの利用方法について説明を聞く。	○交通安全は、進路選択や人生に関わることに触れる。
展開 40分	1. 進路の選択 2. 交通犯罪と職業の選択 3. 人生設計と交通安全	○将来就きたい職業を考える。 ○交通犯罪を犯した場合には、その罪を償えばすむわけではなく、就職できない職業のあることをワークシートの問題1と2の解答を通して理解する。 (1) 反則金の支払いですむ場合（行政罰） (2) 罰金以上の刑を科せられた場合（刑事罰） (3) 禁錮以上の刑を科せられた場合（刑事罰） ○将来の目標に向かって人生設計を立てるためには、交通安全に心がけることが大切であることを理解する。 (1) 人生設計と交通安全 (2) 企業等における交通安全重視の状況 (3) 交通安全を図ることのできる能力や態度	○2～3名の生徒にどのような職業に就きたいと考えているか発表させ、それがどうしたら実現可能かコメントする。 ○刑法上の業務上過失致死傷罪と危険運転致死傷罪には軽く触れる程度にする。 ○反則金、罰金、禁錮、懲役の違いには軽く触れる程度にする。 ○「欠格事由」について軽く説明する。 ○問題の正解は生徒にしっかり理解させる。 ○道交法違反や交通事故で、科料刑以上の刑は「交通犯罪」で、「前科」となる。窃盗や傷害と同じ犯罪であり、反則金を取られることはまったく異なることを強調する。 ○交通安全は人生設計と大きく関わるものであることに気づかせる。 ○交通事故は企業にとっても大きな損失となることから、事故を起こしやすい人の採用を避けようとする傾向があることを指摘する。 ○資格や免許を必要としない仕事でも、交通犯罪を犯していると、就職の際にマイナスの条件になることを強調する。
まとめ 5分	交通安全を図ることは、人生設計と深く関わることを理解させる	○交通事故等を起こせば、加害者としての重大な責任の他に、職業選択にも大きな影響が及ぶことを理解し、交通安全に徹するように努める。	○日頃から自律心をもって行動し、交通安全に努めるようにさせる。
評価	1. 交通事故等を起こした場合には、就けない職業のあることが理解できたか。 2. これからの職業選択や将来の人生設計も考えて、交通安全に徹しようとする態度が見られるか。		

違反や事故はあなたの人生設計に影響を与える

問題 1 刑罰には6つの種類があります。重い順に並べてみましょう。

罰金：1万円以上

拘留：期間は1日以上30日未満。刑事施設に拘置する

禁錮：無期と有期があり、有期禁錮は1カ月以上20年以下。刑事施設に拘置する

科料：千円以上1万円未満

懲役：刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。無期と有期があり、有期懲役は1カ月以上20年以下

死刑：刑事施設において、絞首して執行する

問題 2 交通違反をすると、「反則金」や「罰金」を科せられます。どちらもお金を支払うことになるので、同じように思えるものです。しかし、「罰金」は悪質な違反に課せられるもので、刑罰であり前科になります。「反則金」とはまったく違います。

次のうち「罰金」や「罰金以上」の刑が課せられると思うものに○をつけてください。

1. 無免許運転
2. 制限速度の30km/h未満の速度超過
3. 不注意で相手を負傷させた事故
4. 不注意で相手を死亡させた事故
5. 飲酒運転
6. 制限速度の30km/h以上の速度超過
7. 一方通行標識無視
8. 飲酒運転で相手を負傷させた事故
9. 飲酒運転で相手を死亡させた事故
10. 信号無視

違反や事故はあなたの人生設計に影響を与える

問題 3

悪質な道交法違反を犯したり、交通事故で人を死傷させたりし、罰金以上の刑事罰（罰金、禁錮、懲役）を受けると、どんなに頑張っても就けない職業があります。

以下の職業は、A、Bどちらかに該当すると、就けなくなることがあります。正しいと思うものに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ①看護師 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ②医師 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ③教師 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ④歯科衛生士 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ⑤弁護士 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ⑥栄養士 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ⑦あん摩マッサージ指圧師 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |
| ⑧職業訓練指導員 | A. 罰金刑以上 | B. 禁錮刑以上 |

ワークシートの利用についての解説

問題 1

犯罪の種類と罪の軽重を知る問題。

正解 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料

*刑法第2章

問題 2

交通事故で人を死傷させたり、悪質な道交法違反をすることは、犯罪である。どうすることが交通犯罪になるのかを理解させる問題。

正解 1、3、4、5、6、8、9

問題 3

刑事上の責任を負った場合、就きたいと思っていた職業に就けなくなることを生徒に理解させる問題。

正解 ① A、② A、③ B、④ A、⑤ B、⑥ A、⑦ A、⑧ B

将来の夢の実現に 交通安全は不可欠

高校3年になると、生徒は就職あるいは進学に向けた活動が本格化する。進学も、将来就きたい仕事と関係する。人生の夢に向かって準備する重要な時期である。

高校生に理解させたいのが交通安全と就きたい仕事との関係である。就職前に人身事故を起こしたり、悪質な道交法違反をすると、就きたい職業に就けないことがある。とくに国家試験などを必要とする公の職業が該当する。

女生徒に人気のある看護師や歯科衛生士、栄養士がこれにあたる。

高校生の就職先で希望の多い公務員の場合には、なれないケースもある。大学に進学し医師や裁判官をめざす生徒がいるかもしれないが、医師や裁判官も同様である。

なぜだろう。人身事故や悪質な道交法違反は「犯罪」である（コラム参照）。犯罪を犯した人は人の生命に関わる仕事に就くのはふさわしくなく、そういう人を排除することでその仕事や資格の信頼性を保つという考え方に基づいている。

刑の種類と交通事故や道交法違反

重い順に死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある。懲役から科料とは以下を指す。

刑罰の種類／内容	人身事故		道交法違反
	危険運転致死傷罪	過失運転致死傷罪	道交法違反
懲役 無期と有期があり、有期懲役は1カ月以上20年以下。刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる	○	○	○
禁錮 無期と有期があり、有期禁錮は1カ月以上20年以下。刑事施設に拘置する		○	○
罰金 1万円以上		○	○
拘留 期間は1日以上30日未満。刑事施設に拘置する			○
科料 千円以上1万円未満			○

刑罰の具体例

[人身事故] 自動車運転致死傷処罰法

罪名	主な適用条件	罰則		無免許の場合
危険運転致死傷罪	・アルコール・薬物の影響により正常な運転が困難 ・制御困難な高速度で走行 ・通行禁止道路の危険な走行	負傷	15年以下の懲役	6ヵ月以上20年以下の懲役
		死亡	1年以上20年以下の懲役	
	・アルコール・薬物、特定の病気の影響で正常な運転に支障が生じる恐れ	負傷	12年以下の懲役	15年以下の懲役
		死亡	15年以下の懲役	6ヵ月以上20年以下の懲役
過失運転致死傷罪	・運転上必要な注意を怠り、人を死傷	死傷	7年以下の懲役 もしくは禁錮または100万円以下の罰金	10年以下の懲役

*自動車事故による死傷事故の実態に即した法整備のために、平成26年5月に新法「自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（略称：自動車運転致死傷処罰法）が制定された。罰則が新設され、無免許運転による事故の場合、刑が加重された。

[道交法違反]

たとえば

- ・速度超過30km/h(高速道40km/h)以上 →5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・飲酒(酒酔い) →5年以上の懲役または100万円以下の罰金
- ・飲酒(酒気帯び*) →3年以下の懲役または50万円以下の罰金
*呼気中アルコール0.15mg/l以上
- ・無免許運転 →1年以下の懲役または30万円以下の罰金

仕事によって異なる 「欠格事由」

法律では、特定の理由があると、特定の職業に就くことを認めないということを規定している場合がある。特定の理由を「欠格事由」といい、犯罪を「欠格事由」にしているものには、表2(次ページ)のような職業がある。いずれも、国家試験や資格試験に合格してから、免許を取る仕組みになっている。

少年法第60条には、「人の資格に関する法令の適用」という規定がある。公職などの職業について資格を制限するものである。人身事故を起こしたり道交法違反を犯して家庭裁判所に送られて「逆送」となり「刑事手続き」に付されたときに適用される。

平成19年に、交通事故や道交法違反で家庭裁判所に送られ、「逆送」となり「刑事手続き」に付されたケースは4,729件。少年の車両運転による交通犯罪の約6%にあたる(表1)。

□表1 少年が車両運転による交通犯罪で逆送となったケース

	件数	逆送
・危険運転致死罪	2件	2件
・危険運転致傷罪	33件	7件
・業務上(重・自動車運転)過失致死傷罪※	32,608件	375件
・道交法違反等	40,714件	4,345件

平成19年検察統計

※自動車事故による致死傷は「業務上過失致死傷罪」が適用されてきたが、平成19年の刑法改正で、「自動車運転過失致死傷罪」が適用された。ただし、施行が6月だったため、平成19年の統計では「業務上過失致死傷罪」もカウントされている。

1. 「罰金以上の刑」で就けなくなる職業(表2)

たとえば、医師や看護師の場合には「罰金以上の刑」に処せられると免許を与えられないことがある。

人身事故(危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪)は当然であるが、道交法違反をすると、たとえ国家試験に合格しても、免許は与えられないことがある。

30km/hを超える速度違反、飲酒運転、無免許運転などは、罰金や懲役が科せられる。たとえば、一般道路で30km/h未満の速度違反で「反則金」を科せられるのはまったく意味が違う。道交法違反を軽く考えてはいけない。

「罰金以上の刑」に処せられたら、免許を与えないことがあると法律に定められたものには、ほかに歯科衛生士、保健師、助産師、薬剤師、歯科医師、栄養士、調理師などがある。

人の命を預かる職業だからこそ、厳しく法律に定められている。

せっかく国家試験合格をめざして猛勉強しても、1件の道交法違反や交通事故のために将来の夢を閉ざされることがあるということを高校生に理解させておきたい。

看護学校や大学の医学部、薬学部では、交通安全の時間を設けて意識高揚を図ったり、運転免許を持った人に対する安全運転の実技教育を行っているところもある。

2. 「禁錮以上の刑」で就けなくなる職業(表2)

教育職員、裁判官、弁護士、保護司、国家公務員、地方公務員などは、「禁錮以上の刑」に処せられると一定期間その仕事に就くことができない。(条件の詳細は次ページ表2-2を参照)

禁錮以上の刑には、懲役もある。危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪だけでなく、酒酔い運転、無免許運転など悪質な道交法違反がこれに該当する。

たとえば、教師や弁護士をめざして大学に進学して資格試験に合格しても、相手を死傷させる交通事故を起こしたり、道交法違反を犯して「禁錮以上の刑」に処せられたら、あこがれの職業に就けなくなる。

交通事故は、悪意をもって起こしているわけではない。しかし事故を起こせば、窃盗などと同じように刑罰の対象になるということを高校生に理解させたい。

人身事故は履歴書の記載の対象

では、国家試験や免許がいらぬ職業なら、交通事故や違反が就職に影響を及ぼさないかというところではない。

人身事故や悪質な道交法違反は、刑が言い渡されて消滅するまでは、履歴書の賞罰事項の記載の対象になり、書かなければいけない。書かなければ履歴詐称になる。

*企業への就職については、交通事故で刑罰をうけたという理由での就職拒否は、少なくとも法令上はないようである。交通事故を理由とする解雇・内定取り消しについての裁判例では、企業側に厳しい判断が出る傾向にある。

口表 2 交通事故による刑事上の責任と職業

1. 「罰金以上の刑」によって免許を与えられないことがある	医師（医師法第4条） 看護師・助産師・保健師（保健師助産師看護師法第9条） 歯科医師（歯科医師法第4条） 歯科衛生士（歯科衛生士法第4条） 薬剤師（薬剤師法第5条） 理学療法士・作業療法士（理学療法士法及び作業療法士法第4条） 視能訓練士（視能訓練士法第4条） 臨床工学技士（臨床工学技士法第4条） 言語聴覚士（言語聴覚士法第4条） 救急救命士（救急救命士法第4条） あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 （あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第3条） 義肢装具士（義肢装具士法第4条） 柔道整復師（柔道整復師法第4条） 栄養士・管理栄養士（栄養士法第3条） 獣医師（獣医師法第5条） 調理師（調理師法第4条の2）
2. 「禁錮以上の刑」によって免許を与えられない	教育職員*1（教育職員免許法第5条） 裁判官*1（裁判所法第46条） 検察官*1（検察庁法第20条） 弁護士*1（弁護士法第6条） 保護司*1（保護司法法第4条） 職業訓練指導員*1（職業能力開発促進法第28条5項） 大麻取扱者*1（大麻取締法第5条2項） 弁理士*1（弁理士法第8条） 地方公務員*2（地方公務員法第16条） 国家公務員*2（国家公務員法第38条） 自衛隊員*2（自衛隊法第38条） 公認会計士*3（公認会計士法第4条） 司法書士*3（司法書士法第5条） 社会保険労務士*3（社会保険労務士法第5条） 不動産鑑定士*3（不動産の鑑定評価に関する法律第16条） 自動車運転代行業*4（自動車運転代行業の業務適正化に関する法律第3条） 精神保健福祉士*4（精神保健福祉士法第3条）第 社会福祉士・介護福祉士*4（社会福祉士及び介護福祉士法第3条） 技術士*4（技術士法第3条） 行政書士*3（行政書士法第2条の2） 宅地建物取引業*5（宅地建物取引業法第5条）
3. 「禁錮以上の刑」によって免許を与えられないことがある	建築士*5（建築士法第8条） 酒類販売業*3（酒税法第10条）

*1 禁錮以上の刑に処せられた者

*2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

*3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者

*4 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者

*5 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなってから5年を経過しない者

□少年法と資格について

少年が犯罪を犯して刑に処せられても、刑の執行が終わったり、執行の免除を受けたり、執行猶予期間中は「将来に向かって刑の言い渡しを受けなかったものとみなす」としている。

第60条（人の資格に関する法令の適用）

- 1 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かって刑の言渡を受けなかったものとみなす。
- 2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終ったものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があったものとみなす。

人の資格に関する法令の手続きについて

- ・手続きが裁判所で終局した場合には、少年法第60条は適用されない。家庭裁判所で、不開始、不処分、保護処分（保護観察、少年院送致）などの場合がそれにあたる。
- ・家庭裁判所で逆送となり、刑事手続きに付された場合でも、少年法60条により、「少年の時に犯した罪」の場合は（刑罰を受ける時点で成人になっていたとしても）、以下のような取り扱いになる。
 - 罰金の場合、罰金が支払いが終わった時点で、1項の適用により、その後の資格制限の適用がなくなる。
 - 禁錮以上の実刑を受けた場合、表2の*2には成人と少年では差はないが、*1、3、4、5は執行が終わった時点（仮釈放終了時点）で、1項の適用により、その後の資格制限の適用がなくなる。
 - 禁錮刑以上の刑ながら執行猶予となった場合には、2項の適用があるから、執行猶予期間中であつても資格制限の適用はない。

自分の将来の夢と交通安全が密接につながっていることを伝えてほしい

澤 喜司郎 山口大学経済学部教授

交通事故を起こして退学をしいられたある医学生

数年前のことになるが、医学部の学生が運転中に交通事故を起こし、同乗者が死亡するという事故があった。運転していた学生は、直後に退学し、医者となる夢を捨てた。

人身事故、それも重大な事故を起こすと刑法では「罰金以上の刑」に処せられる。医師法では、「罰金以上の刑」に処せられると、たとえ国家試験に合格しても、医師免許は与えられないことがあると定められている。学業を続けても、医者になれない。学生の退学は、このためである。

医学部に入るために、一所懸命勉強し、努力もしてきただろうに、本人も悔いても悔いきれないだろう。

多くの大学の医学部では、こうしたことが起きないように、入学時に交通安全の重要性について説明し、交通安全講習会を開いている。

数は少ないが、教育学部の学生対象に講習を行っている大学もある。教師を目指す学生が「禁錮以上の刑」を受けると、必要な単位を履修して資格を得ても教員免許は与えられないからだ。

看護学部、法学部などでも交通安全講習を行っているところがあると聞く。

交通事故と職業について知らない学生たち

私は、平成7年から大学で「交通安全学」を担当している。現在は新入生を対象に、1学期30時限で、事故を起こさない、事故にあわないための実践的な授業を、工学、物理学、心理学、生理学など多角的なアプローチによって行っている。

この授業には、医学部と教育学部の学生の参加が多い。将来、学校で授業として交通安全教育が行われることを願っている私にとって、教育学部の生徒の参加が多いことは嬉しいことだが、教師を目指す学生自身が、交通安全と自分の職業との関係について知らないのである。

大学生ですらこうである。おそらく、高校卒業後、就職を希望する生徒たちの中にも、交通事故を起こしたために、就きたい職業に就けなくなるということを知らない人は少なくないのではないかと思う。

高校の先生を対象に交通安全の講義を引き受けたことがある。この機会にと思い、仕事と交通安全についてお話をした。先生方の中にも初めて知ったという方がおられ、もっと詳しい資料がほしいと、何人もの方からお問い合わせをいただいた。

仕事を持つ、ということは人生で重要なことである。交通安全ということが、運転や安全知識にとどまらず、将来の夢実現にとっても大切だということを若者に教えておくことはきわめて重要だと思う。そういう観点から、交通安全を高校で取り上げていただければ、生徒たちに新しい観点で交通安全という問題を捉えてもらえるのではないだろうか。